

毎週火、金曜日発行（但休日）るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規 則 衛生事務に関する権限委任規則

## ◆規 則

衛生事務に関する権限委任規則をここに公布する

昭和三十三年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第十五号

衛生事務に関する権限委任規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和二十八年三月鳥

取県規則第二十号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百十三

条第二項の規定により次のとおり知事の権限に属する事務を保健所長に委任する。

### （医 事）

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条第二項の規定による報告の徴収及び帖簿書類の検査に関すること。

二 医療法第八条の規定による医師、歯科医師又は助産婦がする診療所又は助産所の開設届の受理に関すること。

三 医療法第九条第一項の規定による診療所、助産所の休止、廃止及び再開届の受理に関すること。

四 医療法第九条第二項の規定による診療所、助産所開設者の死亡、失そう届の受理に関すること。

五 医療法第二十五条の規定による診療所、助産所に対する報告の要求及び立入検査に関すること。

六 医療法第二十七条の規定による収容施設を有する診療所、助産所の使用前の検査及び許可証の交付に関する

ること。

七 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）

第四条の二第三項の規定による診療所、助産所の開設届出事項の変更届の受理に關すること。

八 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

第二十四条の規定による診療所のエツクス線装置の届受理に關すること。

九 医療法施行規則第二十五条の規定による診療所のガンマ線照射装置設置届の受理に關すること。

十 医療法施行規則第二十六条の規定による診療所の診療用放射性物質備付届の受理に關すること。

十一 医療法施行規則第二十七条の規定による診療所の第二十四条から第二十六条の届出事項の恋更及び廃止（廃用）の届受理に關すること。

十二 診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十七条第二項の規定による照射録の提出及び検査に關すること。

十三 歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）第二

十一条第一項の規定による歯科技工所の開設届及び届出事項の変更の届受理に關すること。

十四 歯科技工法第二十一条第二項の規定による歯科技工所の休止、廃止及び再開の届受理に關すること。

十五 歯科技工法第二十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

十六 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第十条の規定による報告の要求及び臨検検査に關すること。

十七 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第二十四条第一項の規定による施術所の開設届の受理に關すること。

十八 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十四条第二項の規定による施術所の開設届出事項の変更の届受理に關すること。

十九 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十四条第三項の規定による施術所の休止、

廃止及び再開の届受理に關すること。

二十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十四条の二第一項の規定による業務開始の届受理に關すること。

二十一 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十四条の二第二項の規定による業務の休

止、廃止及び再開の届受理に關すること。

二十二 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十四条の三の規定による滞在業務の届受理に關すること。

二十三 保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定による業務の開始及び廃止の届受理に關すること。

二十四 保健婦、助産婦、看護婦法第三十三条第二項の規定による業務の継続の届受理に關すること。

（薬 事）

薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第四十九条の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

（食 品 衛 生）

一、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七条の規定による報告の要求、臨検、検査及び収去に關すること。

二 食品衛生法第二十一条の規定による営業許可のうち、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業許可に關すること。

三 食品衛生法第二十二条の規定による物件の廃棄及び営業者に対する必要な処置並びに営業の停止に關すること。

四 食品衛生法第二十三条の規定による営業の停止に關すること。

五 食品衛生法第二十四条の規定による施設の整備改善及び営業の停止に關すること。

六 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十条第二項の規定による許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業許可申請書の受理に関する事。

七 食品衛生法施行規則第二十一条の規定による営業許可の変更届の受理に関する事。

八 食品衛生法施行細則（昭和二十四年鳥取県規則第九号）第五条の規定による廃止届の受理に関する事。

九 食品衛生法施行細則第五条の二の規定による再交付申請書の受理に関する事。

十 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第九条第一項第一号の規定による自家用と殺の届受理に関する事。

十一 と畜場法第九条第三項の規定によると畜場以外の場所において獣畜をと殺し又は解体する場合、解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法の指示に関する事。

十二 と畜場法第十条第一項から第四項までの規定による獣畜のと殺及び解体の検査に関する事。

十三 と畜場法第十二条の規定によると殺解体の禁止等に関する事。

十四 と畜場法第十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

十五 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）第三条第二号の規定によると畜場外におけると殺の場所の指定及びと殺の許可に関する事。

十六 と畜場法施行令第四条の規定による検査申請書の受理に関する事。

十七 と畜場法施行令第六条の規定による検印の押なつはに関する事。

十八 水産食品衛生条例（昭和二十五年鳥取県条例第四十一号）第三条及び第五条の規定による登録及び登録証に関する事。

十九 水産食品衛生条例第七条第一項、第二項及び第三

項の規定による再交付、変更、廃業等の届受理に関する事。

二十 水産食品衛生条例第八条の規定による立入検査に関する事。

二十一 水産食品衛生条例第九条第一項及び第二項の規定による改善命令及び登録の取消に関する事。

（環境衛生）

一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第七条の規定による報告の要求及び立入検査に関する事。

二 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第二条の規定による許可のうち野外興行場を仮設し、又は既設の建物を使用して臨時に興行するものに対する許可に関する事。

三 興行場法第五条の規定による報告の要求及び立入検査に関する事。

四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第六条の規定による報告の要求及び立入検査に関する事。

五 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の規定による届の受理に関する事。

六 クリーニング業法第九条第二項の規定による業務停止に関する事。

七 クリーニング業法第十条の規定による立入検査に関する事。

八 クリーニング業法第十条の二の規定による法第三条又は第四条の規定に違反していると認めるときの措置命令に関する事。

九 理容師、美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の規定による理容所又は美容所の届受理に関する事。

十 理容師、美容師法第十一条の二の規定による使用前の検査及び確認に関する事。

十一 理容師、美容師法第十三条の規定による立入検査に関する事。

十二 理容師、美容師法施行規則（昭和二十三年厚生省

令第四十一号)第二十条の規定による整容所、美容所の開設の届受理に關すること。

十三 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第二条第一項の規定によるへい獣取扱場以外の施設又は区域で行う解体埋却及び焼却の許可に關すること。

十四 へい獣処理場等に関する法律第六条の規定による報告の要求及び立入検査に關すること。

十五 へい獣処理場等に関する法律第六条の二の規定による構造設備の改善命令に關すること。

十六 へい獣処理場等に関する法律第九条第一項第二項及び第三項の規定による動物及び施設の届受理に關すること。

十七 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十四条の規定による立入検査に關すること。

十八 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十八条の規定による報告の要求及び立入

検査に關すること。

十九 胞衣埋没取締条例(昭和二十三年鳥取県条例第二十九号)第二条の規定による胞衣埋没場の許可に關すること。

二十 胞衣埋没取締条例第三条の規定による胞衣埋没場の拡張、縮少、分合及び廃止に關すること。

二十一 胞衣埋没取締条例第六条の規定による胞衣埋没の取扱いを業とする者及び埋没料を徴収しようとする者の許可に關すること。

(予防衛生)

一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第二条ノ三の規定による病原体有無の検査の請求に關すること。

二 伝染病予防改第十九条第一項第一号の規定による健康診断及び死体検案に關すること。

三 伝染病予防法第十九条第一項第三号の規定による祭礼、供養、興行、集会等の制限及び禁止に關すること。

四 伝染病予防法第十九条第一項第四号の規定による病毒伝ばの虞のある物件の処分に關すること。

五 伝染病予防法第十九条第一項第五号の規定による病毒伝ばの媒介となるべき飲食物の販売授受を禁止及びその飲食物の廃棄その他必要な処分に關すること。

六 伝染病予防法第十九条第一項第六号の規定による医師の雇入その他設備に關すること。

七 伝染病予防法第十九条第一項第七号の規定(上水下水を除く)による命令及び使用停止に關すること。

八 伝染病予防法第十九条第一項第九号の規定によるそ族昆虫等の駆除及び施設に關すること。

九 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定による定期外の健康診断に關すること。

十 結核予防法第十四条の規定による定期外の予防接種に關すること。

十一 結核予防法第三十条の規定による伝染防止に關すること。

十二 結核予防法第三十一条第一項の規定による結核患者が使用した物件の消毒に關すること。

十三 結核予防法第三十二条の規定による質問調査に關すること。

十四 性病予防法(昭和二十二年法律第六十七号)第六条の規定による患者の届の受理に關すること。

十五 性病予防法第七条第一項の規定による患者の治療等の届の受理に關すること。

十六 性病予防法第十条第十一号及び第十五条第一項の規定による命令に關すること。

十七 性病予防法第十四条の規定による報告の要求に關すること。

十八 性病予防法第二十二条の規定による立入調査及び質問に關すること。

十九 性病予防法第二十五条第三項の規定による訴を提起することができる旨を告げること。

二十 トラホーム予防法(大正八年法律第二十七号)第

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

四条第一項第一号の規定による検診の施行に関すること。

二十一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項の規定による犬の登録申請書受理に關すること。

二十二 狂犬病予防法第四条第二項の規定による犬の登録及び犬の鑑札交付に關すること。

二十三 狂犬病予防法第八条第二項の規定による市町村長の報告の受理に關すること。

二十四 狂犬病予防法第二十一条の規定による抑留した犬の管理に關すること。

二十五 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第一条の規定による鑑札の再交付に關すること。

二十六 狂犬病予防法施行令第二条第一項及び第二項の規定による犬の所在地の変更届の受理及び原簿送付に關すること。

二十七 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第五条の規定による鑑札の再交付申請に關すること。

二十八 狂犬病予防法施行規則第六条、第七条、第八条及び第九条の規定による各種変更届等の受理に關すること。

（母子衛生）

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条第二項の規定による妊娠届の受理に關すること。

二 児童福祉法第二十一条第一項の規定により母子手帖の交付に關すること。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第八条第一項の規定による保健指導票の交付に關すること。

附 則

この規則は昭和三十二年四月一日から施行する。

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 印刷所